一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について ［平成29年12月分］

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20171205	ヤマト運輸株式会社（法人番号1010001092605） 代表者長尾裕	東京都中央区銀座二丁目16番10号	郡山富田センター	福島県郡山市冨田町字諏訪前29－5	文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第4項	平成29年11月13日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。（1）運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）	0	0
20171206	株式会社進運貨物（法人番号1390001011659） 代表者須田美津子	山形県米沢市通町五丁目4番31号	本社営業所	山形県米沢市花沢3102－7	輸送施設の使用停止（10日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法（以下「法」）第17条第1項、法第17条第4項	平成29年2月15日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、5件の違反が認められた。（1）健康状態の把握義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第6項）、（2）点呼の実施義務違反（安全規則第7条第1項）、（3）点呼の記録事項義務違反（安全規則第7条第5項）、（4）乗務等の記録保存義務違反（安全規則第8条）、（5）定期点検整備の実施違反（安全規則第13条及び道路運送車両法第48条）	1	1
20171213	株式会社丸善配送（法人番号9420002008783） 代表者石黒善男	青森県八戸市大字市川町字長者久保1番地25	盛岡営業所	岩手県盛岡市羽場10地割100番地	文書警告	貨物自動車運送事業法（以下「法」）第17条第1項、法第17条第4項	平成29年10月26日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。（1）乗務時間等の基準の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）、（2）運転者に対する指導監督違反（安全規則第10条第1項）	0	0
20171213	株式会社菊地輸送システム（法人番号1380001017070） 代表者大木裕司	福島県福島市御山字中川原11－1	本社営業所	福島県福島市北矢野目字舘53－6	輸送施設の使用停止（120日車）	貨物自動車運送事業法（以下「法」）第17条第1項、法第17条第4項、法第24条	平成29年1月27日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、7件の違反が認められた。（1）乗務時間等の基準の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）、（2）点呼の実施義務違反（安全規則第7条第1項、第2項、第3項）、（3）乗務等の記録事項義務違反（安全規則第8条）、（4）運転者に対する指導監督違反（安全規則第10条第1項）、（5）初任運転者に対する指導監督違反（安全規則第10条第2項）、（6）初任運転者に対する適性診断受診義務違反（安全規則第10条第2項）、（7）自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反（貨物自動車運送事業法第24条）	12	12
20171219	北海道東北名鉄運輸株式会社（法人番号3430001036617） 代表者大内長治	北海道札幌市白石区川北2246番3	大館支店	秋田県大館市川口字隼人岱46－1	文書警告	貨物自動車運送事業法（以下「法」）第9条第3項、法第17条第4項	平成29年11月22日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。（1）事業計画（営業所配置車両数）変更届出違反（貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号）、（2）運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）	0	0

20171221	有限会社秋山商事（法人番号2380002018918） 代表者秋山仁	福島県白河市表郷内松字清水久保8番地	本社営業所	福島県白河市表郷内松字清水久保8番地	輸送施設の使用停止（100日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法（以下「法」）第17条第1項、法第17条第4項	平成29年1月23日及び10月26日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、11件の違反が認められた。（1）乗務時間等の基準の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第3条第4項）、（2）点呼の実施義務違反（安全規則第7条第1項、第2項）、（3）点呼の記録義務違反（安全規則第7条第5項）、（4）点呼の記録事項義務違反（安全規則第7条第5項）、（5）乗務等の記録義務違反（安全規則第8条）、（6）乗務等の記録事項義務違反（安全規則第8条）、（7）乗務等の記録（不実記載）事項義務違反（安全規則第8条）、（8）運行記録計による記録義務違反（安全規則第9条）、（9）運行記録計による記録（不実記載）義務違反（安全規則第9条）、（10）運転者に対する指導監督違反（安全規則第10条第1項）、（11）初任運転者に対する適性診断受診義務違反（安全規則第10条第2項）	10	10

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（東北運輸局管内のすべての営業所）に付されている点数の総和を表す。